



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和4年11月21日～令和5年2月28日】

令和4年
12月号

「令和4年度冬季死亡災害ゼロ100日運動」の重点事項について

令和4年度「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました。「冬季死亡災害ゼロ100日運動」は平成30年以降、4年連続で死亡災害が発生しており、目標が達成できておりません。また、今年には既に2件の死亡災害が発生しています。これ以上の死亡災害を発生させないためにも、重点事項への積極的な取り組みをお願いします。

今年度の重点事項は以下のとおりです。労働者数が50人未満の事業場での労働災害が多いことから、安全衛生管理体制の整備を新たに重点事項に追加しました。

1 車両系建設機械等、製造装置等機械設備による労働災害を防止しましょう！

ポイント1 車両系建設機械等、車両系荷役運搬機械による災害を防ごう

ポイント2 はさまれ・巻き込まれ災害を防ごう

2 冬季特有の労働災害を防止しましょう！

ポイント1 交通労働災害を防ごう

ポイント2 転倒災害を防ごう

ポイント3 雪おろし等屋根からの墜落災害を防ごう

ポイント4 一酸化炭素中毒を防ごう

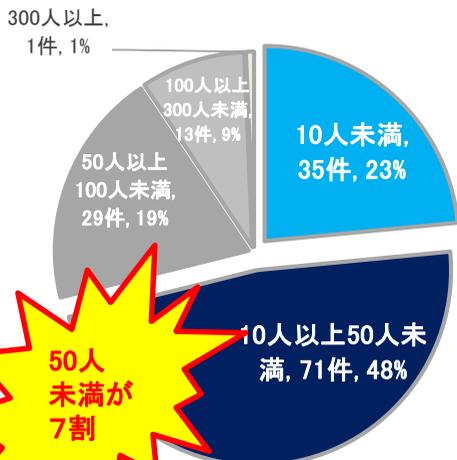
3 安全衛生管理体制を整備しましょう！

ポイント1 安全、衛生管理者(又は推進者)を選任しましょう

ポイント2 安全、衛生委員会を設置しましょう

ポイント3 作業主任者を選任しましょう

事業場規模別



冬季死亡災害ゼロ100日運動

労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理体制を整備しましょう

労働安全衛生法第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条

【目次】

- 経営安全衛生管理者…………… 2
- 安全衛生推進者…………… 4
- 衛生管理者…………… 7
- 産業医…………… 11
- 安全衛生委員会…………… 16
- 安全・衛生委員会…………… 20
- 作業主任者…………… 24

詳しい内容は、左記のチラシをご確認ください。当該チラシは、見やすい箇所へ掲示する等により、労働者全員への周知をお願いします。また、安全衛生管理体制に関するリーフレットを作成しましたので、こちらもご確認ください。

いずれも岩手労働局ホームページ内の「一関監督署からのお知らせ」コーナーへ掲載しております。
岩手労働局ホーム
→ニュース&トピックス
→労働基準監督署コーナー
→一関監督署からのお知らせ



労働災害発生状況(令和4年10月末日時点)

◆令和4年10月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は149件で前年比+36件(+31.9%)となっています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、104件と前年同期比-8%となっています。

◆事故の型別では、転倒が32件で全体の21%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが16件(11%)、墜落・転落が14件(9%)、となっています。

◆業種別では、製造業が31件で全体の21%を占めており、次いで運輸業が16件(うち死亡災害1件)(11%)、建設業15件(うち死亡災害1件)(10%)、商業10件(7%)となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

災害事例

《旅館業》 ○事故の型: 転倒
○70代女性(経験年数46年) ○休業見込み: 20日
売店で、回収予定の濡れたゴザの上で足を滑らせ転倒したものの
☑通路や作業箇所の整理整頓を行うこと。
☑耐滑性のある靴を着用すること。

《道路貨物運送業》
○事故の型: 墜落・転落
○60代男性(経験年数1年) ○休業見込み: 1ヶ月
トラックの荷台で荷の積卸し作業を行っていたところ、バランスを崩し、荷台の端部から地面に墜落し負傷したものの。
☑作業方法や姿勢に問題がないか確認すること。
☑荷台の高さに応じて、墜落防止措置を講ずること。



一関労働基準監督署

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について①

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上[※]の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則[※]の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

改正内容が多いため、本号から分割して改正内容を掲載していきます。なお、詳細な内容については、各省令及び通達を確認いただきますようお願いいたします。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

ポイント1

事業場における化学物質に関する管理体制の強化

1-1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6). 4. 1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場(業種・規模要件なし)
 - 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
 - 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
 - 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

※リスクアセスメント対象物とは...
労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
- ・リスクアセスメント対象物の**製造事業場** → 専門的講習(※)の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の**製造事業場以外の事業場** → 資格要件無し(受講を推奨)

※専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定予定

(3) 職務

- ・ラベル・SDS(安全データシート)の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ・リスクアセスメント結果に基づく、ばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・レベル・SDSの作成(リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合)
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	1
	化学物質の危険有害性	2
	関係法令	1
	化学物質の危険性又は有害性の調査	3
	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置	2
実習	化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置	3

1-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6). 4. 1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者
 - ① 化学物質管理専門家の要件に該当する者
 - ② 作業環境管理専門家の要件に該当する者
 - ③ 安衛法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
 - ④ 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
 - ⑤ 安衛則別表第1の上欄に掲げる、安衛令第6条第18号から20号までの作業及び22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者(特定化学物質・有機溶剤・鉛・四アルキル鉛作業主任者)
 - ⑥ 安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準(昭和63年労働省告示第80号)の各号に示す者(安全衛生推進者に係るものに限る)

※以下に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、「保護具の管理に関する教育」を受講した者を選任する必要があります

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

1-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6). 4. 1施行

・労働安全衛生法第59条(労働安全衛生規則第35条)で定める雇入れ時の教育について、現行では特定の業種において一部教育項目の省略が認められているところ、当該**省略規定を廃止**し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行うことが求められます。

【担当者から】

今年も残すところあと1ヶ月となりました。今年1年を振り返り、良かった点、改善点を確認し、来年の労働災害防止に活かしていただければと思います。

年末年始は慌ただしく、焦りや不注意から不安全行動を行ってまいがちです。また年始の機械再稼働時の事故も多く発生しています。

無事故無災害で良い年末年始を過ごせるよう入念な準備をお願いします。

概要
リーフレット

改正省令の
施行について

